四　使用者は、イからチまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録及びリに掲げる事項に関する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。

イ　法第四十一条の二第一項の規定による同意及びその撤回

ロ　法第四十一条の二第一項第二号イの合意に基づき定められた職務の内容

ハ　法第四十一条の二第一項第二号ロの支払われると見込まれる賃金の額

ニ　健康管理時間の状況

ホ　法第四十一条の二第一項第四号に規定する措置の実施状況

ヘ　法第四十一条の二第一項第五号に規定する措置の実施状況

ト　法第四十一条の二第一項第六号に規定する措置の実施状況

チ　法第四十一条の二第一項第八号に規定する措置の実施状況

リ　前号の規定による医師の選任

**第三十四条の二の二**　法第四十一条の二第二項の規定による報告は、同条第一項の決議が行われた日から起算して六箇月以内ごとに、様式第十四号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

②　法第四十一条の二第二項の規定による報告は、健康管理時間の状況並びに同条第一項第四号に規定する措置、同項第五号に規定する措置及び同項第六号に規定する措置の実施状況について行うものとする。

**第三十四条の二の三**　第二十四条の二の四の規定は、法第四十一条の二第一項の委員会について準用する。

**第三十四条の二の四**　（略）

**第三十四条の二の五**　（略）

**第三十四条の四**　法第七十一条の規定による許可は、様式第十四号の四の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長から受けなければならない。

**第三十八条の七**　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償については、毎月勤労統計における各産業の毎月きまつて支給する給与の四半期ごとの平均給与額のその四半期の前における四半期ごとの平均給与額に対する比率に基づき、当該休業補償の額の算定にあたり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率を告示するものとする。

**第五十四条**　（略）

②～④　（略）

⑤　法第四十一条各号のいずれかに該当する労働者及び法第四十一条の二第一項の規定により労働させる労働者については第一項第五号及び第六号は、これを記入することを要しない。

**第五十七条**　使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、第二号については労働安全衛生規則様式第二十二号により、第三号については同令様式第二十三号により、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一～三　（略）

②・③　（略）

（新設）

**第三十四条の二**　（略）

**第三十四条の二の二**　（略）

**第三十四条の四**　法第七十一条の規定による許可は、様式第十四号の二の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長から受けなければならない。

**第三十八条の七**　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償については、厚生労働省において作成する毎月勤労統計（以下「毎月勤労統計」という。）における各産業の毎月きまつて支給する給与の四半期ごとの平均給与額のその四半期の前における四半期ごとの平均給与額に対する比率に基づき、当該休業補償の額の算定にあたり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率を告示するものとする。

**第五十四条**　（略）

②～④　（略）

⑤　法第四十一条各号の一に該当する労働者については第一項第五号及び第六号は、これを記入することを要しない。

**第五十七条**　使用者は、次の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、第二号については労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第二十二号により、第三号については同令様式第二十三号により、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一～三　（略）

②・③　（略）